

千葉県生涯学習審議会第3回読書バリアフリー推進部会議事録

令和4年11月14日(月)

午前10時00分～午前11時30分

オンライン (Zoom)

出席委員(敬称略五十音順)

安藤 深佳子 乾 喜一郎 田中 美季

関係機関の職員等

梅津 健志 大川 和彦 奥山 昭子 川崎 弘
野口 由紀子

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

主幹兼社会教育振興室長

柳生 浩之

社会教育振興室 新県立図書館建設準備班 長

野上 慎司

同 副主査

廣瀬 恭子

同 社会教育班 班長

阿部 雄一

同 主査

大澤 幸展

千葉県立中央図書館長

岩崎 雅夫

千葉県立中央図書館読書推進課長

大森 明香

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 主事

沢藤 理子

千葉県教育庁教育振興部学習指導課 指導主事

深澤 宏彰

同 特別支援教育課 指導主事

篠宮 輝幸

1 開会

2 生涯学習課社会教育振興室長あいさつ

3 委員等・事務局紹介

4 協議事項 千葉県読書バリアフリー推進計画案について

部会長 それでは、案の検討協議に移る。千葉県読書バリアフリー推進計画案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに、配布資料について説明する。資料は、「資料1 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について（概要）」と、「資料2-1 千葉県読書バリアフリー推進計画（案）」と「資料2-2 千葉県読書バリアフリー推進計画（案）」の見え消し版である。それから、「参考資料1 視覚障害者等の特定電子書籍の利用について」、「参考資料2 特定電子書籍サービス提供の流れ」の計5点である。

資料1の概要は、1ページ目が読書バリアフリー法と国の基本計画、2ページ目、3ページ目が県の推進計画の概要となっている。また、資料2の計画案は、昨年10月に第2回の部会を開催して以降、皆様から頂いたご意見等や、県内市町村立図書館等の実態調査の結果を反映し、内容の検討を行った。修正内容が多くなっているため、資料2-2として、最新版に対して、昨年10月からの変更を反映した見え消し版を付けている。赤字アンダーラインが追加、赤字取り消し線が削除の部分である。項目の記載箇所の移動等を盛り込めておらず完全な比較版ではないが、参考にしていただければと思う。

それでは、推進計画案についての説明であるが、まず前回からの変更点のうち主要な部分について、概要版を使って説明し、それから本体について説明する。

概要版の1ページ目は先ほど申し上げた通り、法と国の計画の概要である。読書バリアフリー法では、地方公共団体は、国の基本計画を勘案し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定するという努力義務を定めている。そして、国の基本計画を見ると、「施策の方向性」が8つ掲げられているが、そのうち、①②③⑥⑧について、地方公共団体も国と同様に施策を講ずるものとされている。そこで、本県の計画も、施策の方向性を5つ掲げているのは前回から同様である。

概要版の2ページ目に移る。最初に策定の趣旨を記載している。計画期間について、元は「令和4年度からおおむね5年」としていたものを、「令和5年度

から令和9年度まで」に変更した。策定期間が令和4年度の後半になるため、1年ずらした形になる。

また、概要資料に課題を4点挙げている。課題1「居住地域による障害者サービスの差異、情報提供の不足」について、例えば「図書館で障害者サービスを実施」しているのは35市町村となっている。これは対面朗読、点字図書、録音図書の貸出のいずれかを行っている市町村の集計である。なお、こちらは令和3年の12月の調査に基づく数値で、現在、今年の実態調査を行っているため、市町村立図書館等に関するデータについては、数値の更新を見込んでいる。

特定電子書籍の活用について、よくご存じの方も多と思うが、参考資料を使って説明する。参考資料1にあるように、視覚障害者等のための録音図書は、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館から利用することができる。

参考資料2のように、障害のある方自身が会員になってダウンロードして利用することもできるし、このサービスに登録した図書館や点字図書館が、自分の館の障害者サービス登録利用者のリクエストに応じてダウンロードして提供することもできる。国会図書館のこのサービスまたはサピエ図書館のいずれかを登録している市町村の数値が12となっている。

また、利用登録者については、県立・市町村立の障害者サービスと点字図書館の利用登録者数の合算で、障害者手帳所持者と比べても、本来もっと多くの方が必要としているはずにもかかわらず、登録者は少ないということが言える。

課題2「アクセシブルな書籍等の供給及び製作人材の確保」については、アクセシブルな書籍等の供給に関する課題である。先ほどの参考資料2の、上向きの矢印に注目してほしい。自館で製作した障害者向け書籍等のデータを国立国会図書館やサピエ図書館に提供して、全体で利用できる書籍を増やしていく流れである。これを実施しているのは、県内では点字図書館、県立図書館のほか、市町村立図書館では3市にとどまっている。

課題3「学校における公立図書館との連携体制、アクセシブルな書籍等の不足」であるが、それぞれの学校図書館でアクセシブルな書籍等を多く揃えることは難しい場合があると想定される。そこで、小中学校は主に市町村の図書館等と、高校、特別支援学校は県立図書館等と連携していくことが求められるが、まだ実施の有無に差がある。

課題4「障害の種類・程度に応じたサービスの多様化」は、ディスレクシアの方や重複障害の方への対応も求められている。

これらの課題を踏まえて、本計画での基本的な方針を設定した。前回、国の計画と同様の3つの方針を立てていたが、ここに新たに1点、「居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備」を設定している。

概要版の3ページ目、施策の方向性と取組に進む。こちらには、計画案に記載した取り組みや指標の一部、力を入れたい内容が抜き出してある。

法第9条「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」のうち、「円滑な利用のための支援の充実」に関連して、障害者サービスの利用案内・情報発信の強化を大きな取組として挙げている。

具体的には、県立図書館に相談窓口を設置し、県民や市町村立図書館等の相談に応じて障害の種類・程度に応じた最適な障害者サービスを案内する、ということを考えている。従来から県立図書館では随時障害者サービスの利用などに関する相談を受けていたところではあるが、相談窓口として示していこうという考えである。

また、身近な市町村立図書館等でも、障害者サービスを案内できることが望まれる。県で図書館の障害者サービスについての案内リーフレットを整備することで、それぞれの市町村で行っていないサービスについても県民の方に案内するのに活用いただくことができる。指標でも「障害者サービスを資料により案内できる市町村」を全市町村とすることを目標としている。

アクセシブルな書籍の充実については、各図書館の充実も望まれる一方、自館で未所蔵の資料については、他の図書館から借受けて提供することも有効である。指標にも、学校図書館のことが、公立図書館との連携を100%にすることを目標としている。

このほかの目標として、読書バリアフリー推進計画を策定している市町村を、20市町村程度に増やすことを挙げており、県として策定支援を行っていく。

法第10条「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」に関して、先ほども申し上げた、「国立国会図書館等の特定電子書籍の活用の充実」等に取組んでいく。

また、法第11条「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」に関しては、先ほどの自館で製作した障害者向け電子書籍のデータ提供を行っている市町村数に着目し、これを増やしていくことを指標にした。

法第14条、15条に関連し「端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援」に関しては、障害者の端末機器の購入に関する補助制度、これは市町村での日常生活用具給付等事業で、録音図書再生機等が補助の対象になっていることなどを指すが、これについての情報提供の充実を挙げている。また、県のITサポートセンター、県立図書館、点字図書館などでの講座等の実施も継続していく。

法第17条「製作人材・図書館サービス人材の育成等」に関しては、司書、司書教諭や学校司書、職員等の資質向上に資する取り組みの他、点訳者・音訳者、テキストデータ等の製作人材の養成に取り組んでいく。現在、養成講座は、県が委託して点字図書館が実施しているものや、県立図書館が行っているものがある。

新しい取組として、県立図書館で高校生などの若い方に、音訳者の仕事を学び、体験してもらうような講座の実施を検討している。音訳者の仕事を知ってもらい、そこからもっと学んでみたいという人が出てくれば、将来の担い手の裾野が拡大するのではないかと考えている。

以上が概要版を使っての説明となる。

続いて、本体の説明に入る。まず、第1章であるが、大きな変更は計画期間の変更、「令和5年度から令和9年度まで」となった。

また、第2章については、「1 千葉県内の対象者数と図書館等利用の現状」について、市町村の調査結果等を反映し、情報を追加した。5ページの「市町村立図書館等の障害者サービス登録利用者数は延べ1388人」や、「対面朗読、点字・録音図書の貸出のいずれか1つ以上を実施しているのは35市町村」、「県内すべての小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に学校図書館があります」というのは追加した情報である。

6ページの「インターネットを通じて障害者自身がアクセシブルな電子書籍等の入手・利用できる体制」の部分は追加した内容で、サピエ図書館の個人登録会員に触れている。その下の囲み「視覚障害者等が利用できる書籍はどれくらいか」では、サピエの年間点数は多く見えるが、年間の紙の書籍の出版点数はもっと多いということを示している。

続いて「2 千葉県におけるこれまでの取り組み」について、各主体の取組について、冒頭に概要を数行記載するように変更している。また、9ページの市町村立図書館等の「バリアフリーに係る施設・機器整備状況」「読書バリアフリーに係るサービス実施状況」「多様な蔵書整備状況」は追加である。

「3 視覚障害者等の読書環境の課題」について、12ページに最初に全主体のまとめとして「主な課題」を4つ挙げた。

13ページ、県立図書館における課題については箇条書きの1つ目「施設面の課題」、2つ目の「電子書籍配信サービスの導入」が追加である。

市町村立図書館等における課題については、箇条書きの1つ目に図書館設置の意義、3つ目は、元は「対面朗読サービス」のみ記載していたが、「点字図書・録音図書の貸出」を追加し、これは他館からの借用やダウンロードによる提供も含めることを記載した。また14ページの上の2つ目に、概要版でも触れた「データの提供」を挙げている。

点字図書館の課題について、音訳者・点訳者ボランティアの後継者不足を挙げた。

特別支援学校の課題は、箇条書きの2つ目に「児童生徒の状況に応じた資料の提供」を記載した。

学校図書館の課題については、15ページに、第2回の部会でもご意見をいただいた、学校長のリーダーシップについて触れている。またそのあとの「特別支援学級」で学ぶ児童生徒への「アクセシブルな書籍」についても具体例を挙

げている。

16ページから17ページ「第3章 基本的な方針」、1に「居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備」を追加し、千葉県では「全県的な読書バリアフリー」を推進することを打ち出していく。そのために、市町村立図書館等が自館で提供することが難しい資料・サービスについても、県立図書館や千葉点字図書館等が協力・支援を行うことを推進している。

国の計画の基本的な方針を利用していた続く3点も、項目名を少し変更した。また、こちらは方針であるので、文末をそれにふさわしい「図ります」「推進します」等に変更した。

第4章 施策の方向性と取組に移る。まず、冒頭に全体的な方向性を示すものとして、「県民が身近な図書館でサービスを利用できる体制の整備」「視覚障害者等が自身でインターネットや情報通信技術を活用できるサービスの強化」などを記載している。

また、主体別に取組を記載しているのが前回からの大きな変更点となる。先程の概要版とも一部重複となるが、法第9条「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」のうち「円滑な利用のための支援の充実」についてみていく。

県立図書館に関しては、18ページから19ページにかけて、新千葉県立図書館・県文書館複合施設の整備に関する事、バリアフリー資料紹介セットの事、相談窓口の設置について、が追加になっている。

市町村立図書館に関しては、施設や読書支援機器の整備、広報・情報提供体制の充実等についての記載、それから、障害者サービスの案内を行うことについての記載を増やした。

20ページの「視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮」の囲みの部分で、著作権法上の利用の制限と、その対象者の確認の方法については、障害者手帳の所持者に限定しない対応が必要であることを記載している。

同じページの学校図書館についても、市町村立図書館と同様に整備、広報・情報提供充実等についての記載を増やした。

21ページの県の取り組み、リーフレットについては、全市町村立図書館等での使用のほか、障害者福祉担当部署等でも活用いただくことで、図書館を利用していない方々へ情報を届けたいと考えている。このほか市町村の読書バリアフリー推進計画策定支援もしていく。

(2) アクセシブルな書籍の充実について、学校図書館の部分に「学校図書館自己評価表」についての記述を追加した。また、点字図書館について、県が運営を引き続き支援することを記載している。

法第10条「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」に関して、「取り組み事例」に、26ページ「アクセシビリティに配慮した情報発信」を追加した。

法第11条「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」に関しては、同じく「取り組み事例」として、「学校でのボランティアや児童生徒との連携・協働」を追加している。両方とも、前回の部会でご意見をいただいたものとなる。

28ページの法第14条、15条「端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援」に関しては、まず県立図書館の「読書支援機器活用講座」の名称が「読書バリアフリー講座」に変更されている。また、「市町村立図書館等との連携講座」や「オンラインでの開催」などを追記している。

法第17条「製作人材・図書館サービス人材の育成等」に関して、まず職員等の資質向上に関連し、県立図書館の項目に、市町村立図書館等への研修会講師派遣により、研修機会の充実に努めることを追加した。そして、学校関係では、「学校図書館長による学校図書館活性化ガイド」「司書教諭のための学校図書館活用ガイド」等を取り上げている。

製作人材の養成に関しては、県立図書館の項目に、先程もお話いたしました、若年層の音訳者等体験講座について、を記載した。

31ページから32ページにかけて、読書バリアフリー推進に関する目標を掲げた。

図書館施設、読書支援機器の整備や、資料の所蔵冊数、障害者サービスを資料により案内している自治体、サービスを開始している自治体などは、実態調査の数値を反映したものとなる。なかなか具体的な数値目標の設定が難しい部分があるが、概要版に記載した指標には数値目標を設定している。なお、推進計画策定等の20市町村というのは、現在の県内図書館設置市町39のうち約半数という意図で、障害者サービスを開始している自治体70%という数値も、図書館設置市町の数から勘案して設定している。

続く用語集では、33ページの「通級による指導」に「高等学校」を追加している。また、「デイジー」も項目を立てた。

更に、後ろに参考資料編が付いている。こちらは、「さまざまな読書的手段」に関して、多少文言の修正を行った程度で、大きな変更はない。

本体についての説明は以上である。

また、今後の予定としては、県内市町村対象の「読書バリアフリーの推進に関する実態調査」を現在行っている。その情報や、本日いただいた御意見を反映し、11月下旬から12月初旬にかけて、計画原案を策定し、12月上旬からパブリックコメントを予定している。計画の策定・公表は、1月下旬を見込んでいる。

以上で、説明を終わる。

部会長 ただ今の説明について、御質問や御意見はあるか。

委員等 国立国会図書館が提供する視覚障害者等用データ送信サービスは費用がか

からないため、申請すればサービスを利用できる。サピエには予算が必要。データ送信サービスには費用が掛からないことから、もっと高い目標がよいと考える。

事務局 検討する。

委員等 3点ある。1点目は、国立国会図書館等視覚障害者等用データ送信サービスは、未設置市町村でも使えないのか。

2点目は、概要版3ページであるが、施策の方向性と取組4（5）人材育成ア「職員等の資質向上」について、利用案内の周知徹底も入れてはどうか。

3点目は、概要版3ページ、課題4（障害の種類・程度に応じたサービスの多様化）が施策のどこに影響するのかわからないので教えてほしい。

事務局 1点目については、確認する。2点目については、検討する。3点目については、基本的な方針の（4）であり、施策では、（1）に該当すると考える。特別支援学校であれば、年齢に応じた読書活動の充実であるとか、また、視覚障害者だけではなく使えるという意味では、利用案内・情報発信の強化が該当する。

委員等 課題として先進的なので、文言としても明記したほうがよい。

部会長 そのほか、御質問や御意見はあるか。

委員等 障害のある方だけでなく、広く知っていただくということがよい。周知は、限定したところに留まらないという考えに賛成する。これまでの取組等の書き方について、他は、場所についての項目立てなのに、「特別支援教育」になっているのが気になる。

事務局 特別支援教育課と検討する。

委員等 概要版P. 3の施策の方向性と取組（5）のア、「点字や音声・テキストへの翻訳に関する教員の資質向上」とあるが、教員にどこまで求めているのか。

事務局 教員が音訳等を行うことまでは考えていない。

委員等 製作人材について、即戦力となる、実際にやれる人を増やす必要がある。生涯大学校や公民館で講座を行うなどして、人を導いてはどうか。

事務局 検討する。ただし、実際に音訳等に取り組んでもらうには、多数の講座や研修を必要とする。

部会長 そのほか、御質問や御意見はあるか。

委員等 計画案P. 5、数値が全体的に古い。障害者手帳所持者等は、令和3年度の数値の使用が可能と思われる。また、「身体障害児・者実態調査」については、現在令和4年度「全国在宅障害児・者等実態調査」が実施中であるが、前回調査の平成28年度の結果が公表されている。「本邦の視覚障害者の数 現況と将来予測」と合わせているのかもしれないが、なるべく新しいデータが良いと思う。

事務局 修正する。

委員等 計画案P. 6、囲みの部分の数値に、時点の記載がない。

事務局 修正する。

委員等 感想だが、本市でもボランティア団体は高齢化している。若い方がなかなか入ってこない。市町村も取組をしていく必要があるが、県で率先して行うのはよいことである。

事務局 各市町村の状況を見ながら、行っていきたいと考える。

部会長 市町村に配慮して書かれているので、記載の内容からは、障害者サービスを35市町村できちんとやっているという印象になるが、実際には少ないという印象がある。

事務局 各市町村の状況を確認し、記載内容を検討する。

委員等 計画案P. 29「市町村立図書館等の要望に応じ、職員向け館内研修会等へ講師を派遣」としているが、要望がなくても行く必要があるのではないか。特に未設置市町村への対応が必要である。

事務局 未設置市町村も、障害者サービス研修会等の受講対象である。ご指摘のあった対応については、検討する。

部会長 それでは、千葉県読書バリアフリー推進計画案についての協議はここまでとさせていただきます。

進行を事務局にお返しする。

司会

部会長、委員の皆様、ありがとうございました。

次に、今後の予定についてご連絡いたします。読書バリアフリー推進部会は今回が最終となります。協議の内容を踏まえて、計画内容を検討し、策定を進めてまいります。生涯学習審議会で報告する予定です。これをもって、千葉県生涯学習審議会第3回読書バリアフリー推進部会を閉会する。

本日はありがとうございました。

—— 以上 ——